

安中市行政改革審議会の会議の公開に関する規程

平成19年2月28日

安中市告示第18号

(趣旨)

第1条 この告示は、安中市行政改革審議会条例（平成18年安中市条例第219号）第10条の規定に基づき、安中市行政改革審議会の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議資料の公開)

第2条 会議に提出された資料は、原則として公開する。

2 前項の公開は、閲覧その他会長が定める方法により行う。

(会議録の公開)

第3条 会議の会議録は、原則として公開する。ただし、議長及び少なくとも1人の委員が記載内容を確認した後でなければすることができない。

2 前項の会議録は、会議の要旨を記載したものとする。

3 第1項の公開は、閲覧、市のホームページへの掲載その他会長が定める方法により行う。

(会議の公開)

第4条 審議会の会議は、これを公開する。ただし、当該会議の内容が公にすることが適切でないと認められるときは、非公開とすることができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

3 傍聴人の定員は、会場の規模に応じて調整する。

4 傍聴人の入場は先着順とし、定員に達し次第入場を終了する。

(非公開の決定方法)

第5条 前条第1項ただし書の規程により非公開とする場合は、会長が会議にはかって決定する。

(傍聴人の入場制限)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、第4条第3項の規定にかかわらず傍聴人の入場を制限することができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 異様な服装をしている者

(3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他傍聴に必要ななく会議の妨害となると認められる物品を持っている者

(5) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができない。ただし、会長又は議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴に当たっては所定の席に着座し、かつ、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長又は議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(職員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて審議会事務局の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの告示に違反するときは、会長又は議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 会長は、前項の規定により退場を命ぜられた者に対し、次回以降の会議の傍聴を拒否することができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、会議の公開に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、平成19年3月1日から施行する。